

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																		
<p>(外部電源) 第28条 外部電源は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2. 外部電源が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表28-2の措置を講じる。</p> <p>表28-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td><td>2系列※1が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：外部電源の系列数は、第29条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列※1が動作可能であること	<p>(外部電源) 第28条 外部電源は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により停止する場合を除く。</p> <p>2. 外部電源が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表28-2の措置を講じる。</p> <p>表28-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td><td>2系列※1が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：外部電源の系列数は、第29条で要求される交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数の数とする。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	2系列※1が動作可能であること											
項目	運転上の制限																			
外部電源	2系列※1が動作可能であること																			
項目	運転上の制限																			
外部電源	2系列※1が動作可能であること																			
<p>表28-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合</td><td>           A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。            及び            A 2. 非常用ディーゼル発電機※2※3 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。            及び            A 3. 非常用ディーゼル発電機※2※3からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。         </td><td>速やかに</td></tr> <tr> <td>B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合</td><td>           B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。            及び            B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機※2※3により電力を供給する措置を開始する。            又は            B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。         </td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table> <p>※2：本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機、5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。  <u>※3：当直長は、5号炉及び6号炉の非常用ディーゼル発電機が待機状態であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p>(中略)</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機※2※3 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機※2※3からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機※2※3により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに	<p>表28-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合</td><td>           A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。            及び            A 2. 非常用ディーゼル発電機※2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。            及び            A 3. 非常用ディーゼル発電機※2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。         </td><td>速やかに</td></tr> <tr> <td>B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合</td><td>           B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。            及び            B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機※2により電力を供給する措置を開始する。            又は            B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。         </td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table> <p>※2：本条における「非常用ディーゼル発電機」とは、所内共通ディーゼル発電機、5号炉又は6号炉の非常用ディーゼル発電機をいう。</p> <p>(中略)</p>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機※2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機※2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機※2により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに	5号炉及び6号炉の非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の削除に伴う変更
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機※2※3 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機※2※3からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに																		
B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機※2※3により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに																		
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 動作可能である外部電源が1系列のみの場合	A 1. 外部電源を2系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 非常用ディーゼル発電機※2 1台が動作可能であることを、当該設備が機能することを示す至近の記録により確認する。 及び A 3. 非常用ディーゼル発電機※2からの電源供給のために必要な交流高圧電源母線が受電可能となる措置を開始する。	速やかに																		
B. 動作可能である外部電源が1系列もない場合	B 1. 外部電源を1系列動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 1. 非常用ディーゼル発電機※2により電力を供給する措置を開始する。 又は B 2. 2. 第18条で要求される設備に対して電源車により電力を供給する措置を開始する。	速やかに																		

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
附 則	附 則  附則（ <u>                        </u> ） <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u>	
附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号） (施行期日) 第1条 <u>この規定は、令和6年5月2日から施行する。</u> 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号） (施行期日) 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
<u>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号）</u> (施行期日) 第1条 <u>2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u>		ALPS処理水希釈放出設備の移管完了に伴う削除 (令和6年2月22日移管完了)
<u>附則（令和5年4月17日 原規規発第23041712号）</u> (施行期日) 第1条 <u>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u>		仕切堤及び下流水槽の区域変更に係る対応完了に伴う削除 (令和6年2月9日区域変更に係る全対応完了)
附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） (施行期日) 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。  (中略)	附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） (施行期日) 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。  (中略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前					変更後					変更理由	
(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。  (中略)					(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。  (中略)						
4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。  (中略)					4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。  (中略)						
4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。  (中略)					4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。  (中略)						
d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					非常用ディーゼル発電機の条文削除に伴う削除	
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文		
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニ ュアル（福島第一廃炉推進カンパニ ー）	原子力安全・統括部	—	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニ ュアル（福島第一廃炉推進カンパニ ー）	原子力安全・統括部	—		
(中略)					(中略)						
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	建設・運用・保守セ ンター	第7条, 第11条の3, 第 12条～第15条, 第17 条, 第17条の2, 第55 条, <u>第59条, 第61条,</u> <u>第62条, 第64条, 第66</u> <u>条, 第72条～第77条,</u> 第87条, 第94条, 第95 条, 第120条, 第121条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	建設・運用・保守セ ンター	第7条, 第11条の3, 第 12条～第15条, 第17 条, 第17条の2, 第55 条, 第72条～第77条, 第87条, 第94条, 第95 条, 第120条, 第121条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニ ュアル	業務統括室	第2条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニ ュアル	業務統括室	第2条の2		
		健全な安全文化の育成及び維持に 係る基本マニュアル（福島第一廃炉 推進カンパニー）					健全な安全文化の育成及び維持に 係る基本マニュアル（福島第一廃炉 推進カンパニー）				
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニ ュアル	プロジェクトマネジ メント室	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニ ュアル	プロジェクトマネジ メント室	—		
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	計画・設計センター	—	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	計画・設計センター	—		
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	計画・設計センター	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	原子燃料取り出し プログラム部	—		
							原子燃料取り出し プログラム部				

## 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前					変更後					変更理由
		原子燃料調達基本マニュアル	プール燃料取り出し プログラム部	-	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第107条, 第120条	変更なし
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第107条, 第120条	(中略)					
(中略)										

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態は、原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。 (中略)</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p><u>管理的手段による確認</u></p> <p>系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を適切に組み合わせて間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。</p> <p>(1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。 (2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。 (3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。 (4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。</p>	<p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態は、原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。 (中略)</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業</p> <p>原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</p> <p>速やかに</p> <p>第3節運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する※3準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>安全確保設備等</p> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講すべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。</p> <p>(1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気の監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業者の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策</p>	<p>記載の適正化 (第2編の条文に用語の記載がないことに伴う記載削除)</p>
	<p>※3 : 関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>(中略)</p>	
<p>※3 : 関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>(中略)</p>		

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由										
<p>(外部電源)</p> <p>第 59 条 外部電源<sup>*1</sup>は表 59-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。</p> <p>2. 外部電源が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、外部電源の電圧が確立していることを 1 週間に 1 回確認する。</p> <p>3. 当直長は、外部電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 59-2 の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : 外部電源とは、電力系統からの電力を第 66 条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。</p> <p>表 59-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td><td>1 系列<sup>*2</sup>が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 外部電源の系列数は、非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とし、各々の非常用交流高圧電源母線について求められる。</p> <p>表 59-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td>A1. 外部電源を 1 系列動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	外部電源	1 系列 <sup>*2</sup> が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 外部電源を 1 系列動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	<p>第 59 条 削除</p> <p>(中略)</p>	非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の削除に伴う変更 (関連条文削除)
項目	運転上の制限											
外部電源	1 系列 <sup>*2</sup> が動作可能であること											
条件	要求される措置	完了時間										
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 外部電源を 1 系列動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに										

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由																		
<p>(非常用ディーゼル発電機)</p> <p>第61条 非常用ディーゼル発電機<sup>*1*2</sup>は表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、非常用ディーゼル発電機が運転可能であることを次の事項により確認する。</p> <p>①非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345V及び周波数が50±1Hzであること並びに引き続き非常用交流高圧電源母線に並列できることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>②表61-1で要求されるディーゼル発電機のディタンクレベルが表61-2に定める値を満足していることを1ヶ月に1回確認する。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</p> <p>3. 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p>*1：非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系の非常用ディーゼル発電機をいう。</p> <p>*2：当直長は、非常用ディーゼル発電機を待機除外にする場合には、1／2／3／4号炉の当直長に通知する。</p> <p>表61-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流電源</td><td>非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備<sup>*3</sup>が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>*3：非常用発電設備とは、非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。 なお、非常用発電機は、複数の号炉で共用することができる。</p> <p>表61-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>5号炉 A系</th><th>5号炉 B系</th><th>6号炉 A系</th><th>6号炉 B系</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機ディタンクレベル</td><td>3,430mm 以上</td><td>3,430mm 以上</td><td>2,829mm 以上</td><td>2,299mm 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>表61-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td>A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	交流電源	非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 <sup>*3</sup> が動作可能であること	項目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系	非常用ディーゼル発電機ディタンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに
項目	運転上の制限																			
交流電源	非常用ディーゼル発電機を含め2台の非常用発電設備 <sup>*3</sup> が動作可能であること																			
項目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系																
非常用ディーゼル発電機ディタンクレベル	3,430mm 以上	3,430mm 以上	2,829mm 以上	2,299mm 以上																
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限を満足させる措置を開始する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																		

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由																																		
<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等)</p> <p>第62条 ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後2日間を除く。</p> <p>2. ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気が第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを、付表62-1、付表62-2及び付表62-3で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ディーゼル燃料油、潤滑油又は起動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-2の措置を講じる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気</td><td colspan="2">第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること</td></tr> </tbody> </table> <p>付表62-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>No.3</th><th>No.6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油(軽油タンクレベル)</td><td>2,180mm以上 (1,490mm<sup>※1</sup>以上)</td><td>1,291mm以上</td></tr> </tbody> </table> <p>付表62-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>5号炉 A系</th><th>5号炉 B系</th><th>6号炉 A系</th><th>6号炉 B系</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潤滑油(サンプタンク貯油量)</td><td>1,815l 以上</td><td>1,815l 以上</td><td>2,300l 以上</td><td>1,900l 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：6号炉A系ディーゼル発電機が要求されない場合</p> <p>付表62-3</p> <p>1. 5号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>5号炉A系</th><th>5号炉B系</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起動用空気(自動用空気貯槽圧力)</td><td>2.16MPa[gage] 以上</td><td>2.16MPa[gage] 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>2. 6号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>6号炉A系</th><th>6号炉B系</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起動用空気(自動用空気貯槽圧力)</td><td>2.16MPa[gage] 以上</td><td>2.16MPa[gage] 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>第62条 削除</p>	項目	運転上の制限		ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること		項目	No.3	No.6	ディーゼル燃料油(軽油タンクレベル)	2,180mm以上 (1,490mm <sup>※1</sup> 以上)	1,291mm以上	項目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系	潤滑油(サンプタンク貯油量)	1,815l 以上	1,815l 以上	2,300l 以上	1,900l 以上	項目	5号炉A系	5号炉B系	起動用空気(自動用空気貯槽圧力)	2.16MPa[gage] 以上	2.16MPa[gage] 以上	項目	6号炉A系	6号炉B系	起動用空気(自動用空気貯槽圧力)	2.16MPa[gage] 以上	2.16MPa[gage] 以上		非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の削除に伴う変更 (関連条文削除)
項目	運転上の制限																																			
ディーゼル燃料油、潤滑油及び起動用空気	第61条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること																																			
項目	No.3	No.6																																		
ディーゼル燃料油(軽油タンクレベル)	2,180mm以上 (1,490mm <sup>※1</sup> 以上)	1,291mm以上																																		
項目	5号炉 A系	5号炉 B系	6号炉 A系	6号炉 B系																																
潤滑油(サンプタンク貯油量)	1,815l 以上	1,815l 以上	2,300l 以上	1,900l 以上																																
項目	5号炉A系	5号炉B系																																		
起動用空気(自動用空気貯槽圧力)	2.16MPa[gage] 以上	2.16MPa[gage] 以上																																		
項目	6号炉A系	6号炉B系																																		
起動用空気(自動用空気貯槽圧力)	2.16MPa[gage] 以上	2.16MPa[gage] 以上																																		

## 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由																		
<p><u>表62-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが付表62-1を満足しない場合</td><td>A1. 制限値以内に復旧する。</td><td>2日間</td></tr> <tr> <td>B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油貯油量が付表62-2を満足しない場合</td><td>B1. 制限値以内に復旧する。</td><td>2日間</td></tr> <tr> <td>C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が付表62-3を満足しない場合</td><td>C1. 制限値以内に復旧する。</td><td>2日間</td></tr> <tr> <td>D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td><td>速やかに</td></tr> <tr> <td>E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが付表62-1を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油貯油量が付表62-2を満足しない場合	B1. 制限値以内に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が付表62-3を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間	D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>(削除)</p> <p>(中略)</p>	非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の削除に伴う変更 (関連条文削除)
条件	要求される措置	完了時間																		
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上の軽油タンクレベルが付表62-1を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間																		
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油貯油量が付表62-2を満足しない場合	B1. 制限値以内に復旧する。	2日間																		
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動用空気貯槽圧力が付表62-3を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間																		
D. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																		
E. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																		

(中略)

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由										
<p><u>(直流電源)</u></p> <p>第64条 直流電源は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、第66条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器<sup>*1</sup>について、浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>※1：充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p> <p>表64-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td><td>第66条で要求される直流電源が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table> <p>表64-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td><td>           A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。            及び            A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。         </td><td> <u>速やかに</u>   <u>速やかに</u> </td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	<u>速やかに</u>  <u>速やかに</u>	<p>第64条 <u>削除</u></p> <p>(中略)</p>	非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の削除に伴う変更(関連条文削除)
項目	運転上の制限											
直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること											
条件	要求される措置	完了時間										
A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	<u>速やかに</u>  <u>速やかに</u>										

## 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由										
<p><u>(所内電源系統)</u></p> <p>第 66 条 所内電源系統は表 66-1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。</p> <p>2. 所内電源系統が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、第 61 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線及び直流電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認する。</p> <p>3. 当直長は、所内電源系統が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 66-2 の措置を講じる。</p> <p>表 66-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内電源系統</td><td>第 61 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線及び直流電源母線が受電されていること</td></tr> </tbody> </table> <p>表 66-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 要求される非常用交流高圧電源母線又は直流電源母線が電源喪失の場合</td><td>A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td><td>速やかに</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	所内電源系統	第 61 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線及び直流電源母線が受電されていること	条件	要求される措置	完了時間	A. 要求される非常用交流高圧電源母線又は直流電源母線が電源喪失の場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	<p>第 66 条 <u>削除</u></p> <p>(中略)</p>	非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の削除に伴う変更 (関連条文削除)
項目	運転上の制限											
所内電源系統	第 61 条で要求される設備の維持に必要な非常用交流高圧電源母線及び直流電源母線が受電されていること											
条件	要求される措置	完了時間										
A. 要求される非常用交流高圧電源母線又は直流電源母線が電源喪失の場合	A1. 要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに										

## 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由															
<p>(運転上の制限の確認) 第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項<sup>*1</sup>で確認する。</p> <p><u>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度について、その確認の間隔は、表72に定める範囲内で延長することができる<sup>*2</sup>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</u></p> <p><u>3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行なうことができなかった場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</u></p> <p><u>4. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</u></p> <p><u>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</u></p> <p><u>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</u></p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。  <u>※2：第2節で定められた頻度も適用される。</u></p> <p>表72</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎日1回</td> <td></td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>同上 なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度		備考	保安規定で定める頻度	延長できる時間		毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。	<p>(運転上の制限の確認) 第72条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項<sup>*1</sup>で確認する。</p> <p><u>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行なうことができなかった場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</u></p> <p><u>4. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</u></p> <p><u>5. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第73条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</u></p> <p>※1：第72条から第75条を除く。以下、第73条及び第74条において同じ。</p>	<p>記載の適正化 (非常用ディーゼル発電機及び関連条文の削除により頻度の延長が不要となることに伴う記載削除)</p> <p>記載の適正化 (第2節の条文が既に削除されていることに伴う記載削除)</p>
頻度		備考															
保安規定で定める頻度	延長できる時間																
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。															
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。															
1ヶ月に1回	7日	同上 なお、1ヶ月は31日とする。															

## 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第73条</p> <p>運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p><u>3. 各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</u></p> <p><u>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、運用部長に報告し、運用部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>5. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</u></p> <p><u>6. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>7. 各GMは、次の各号を適用することができる。</u></p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。</p> <p>(2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第73条</p> <p>運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に関係する事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p><u>3. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、運用部長に報告し、運用部長は所長及び原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点（完了時間の起点）から要求される措置を開始する。</u></p> <p><u>5. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>6. 各GMは、次の各号を適用することができる。</u></p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。</p> <p>(2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>記載の適正化 (第55条以外の運転上の制限の条文が削除されることに伴う記載削除)</p>

## 福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各プログラム部長及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係プログラム部長及び関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合は、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>5. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施する場合、第73条<u>第3項及び第7項</u>に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置を実施できなかった場合、各プログラム部長及び各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保全作業を実施する場合)</p> <p>第74条 各プログラム部長及び各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第73条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係プログラム部長及び関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各プログラム部長及び各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合は、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>5. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施する場合、第73条<u>第6項</u>に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置を実施できなかった場合、各プログラム部長及び各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各プログラム部長及び各GMは、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、運用部長に報告し、運用部長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>(中略)</p>	記載の適正化 (第73条の変更に伴う項目番号修正)

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
附 則	附 則  附則（ <u>                        </u> ） <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u>	
附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号） (施行期日) 第1条 <u>この規定は、令和6年5月2日から施行する。</u> 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号） (施行期日) 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
<u>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号）</u> (施行期日) <u>第1条</u> <u>2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u>		ALPS処理水希釈放出設備の移管完了に伴う削除 (令和6年2月22日移管完了)
<u>附則（令和5年4月17日 原規規発第23041712号）</u> (施行期日) <u>第1条</u> <u>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u>		仕切堤及び下流水槽の区域変更に係る対応完了に伴う削除 (令和6年2月9日区域変更に係る全対応完了)
附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） (施行期日) 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。  (中略)	附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） (施行期日) 第1条 2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。  (中略)	
附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	附則（令和2年5月27日 原規規発第2005271号） (施行期日) 第1条 2. 第5条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
<u>附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）</u> (施行期日) <u>第1条</u> <u>第61条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。</u>  (以下、省略)		非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の削除に伴う削除